公　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第３号の規定に基づき、平成27年４月10日に司法書士業務の禁止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成27年４月20日

広島法務局長　古門　由久

記

氏名　本岡　雅典

所属する司法書士会　広島司法書士会

登録番号　広島第449号

事務所の所在地　広島市中区上幟町２番44―302号

違反行為　会則の遵守義務違反等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月20日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社九都防水工業　長谷場純一　宮崎県都城市志比田町9143―５　国土交通大臣許可（般―23）第24350号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年１月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月20日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社サン電工社　土井美弥子　福岡県福岡市中央区鳥飼２―６―51　国土交通大臣許可（特―25）第22769号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年１月16日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月20日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ロードエンタープライズ株式会社　島田　隆夫　鹿児島県鹿児島市伊敷５―16―16　国土交通大臣許可（般特―26）第4543号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業に関する一般建設業の許可、造園工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成26年12月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月20日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　日本建設技術株式会社　原　　裕　佐賀県唐津市北波多徳須恵1417―１　国土交通大臣許可（特―23）第7869号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年２月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年４月20日

九州地方整備局長　金尾　健司

1　処分をした年月日　平成27年３月20日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社アイオックス　山下　　塁　佐賀県鹿島市浜町字長丁1112―１　国土交通大臣許可（般―23）第24352号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、ほ装工事業、しゆんせつ工事業、内装仕上工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年３月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第４２号

島根県益田市久城町267番地８

申立人　宮崎　照樹

本籍島根県益田市横田町1979番地２、最後の住所大阪府東大阪市六万寺町１丁目21番７号特別養護老人ホーム六万寺園、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日平成19年５月８日、出生の場所島根県美濃郡豊田村、出生年月日大正６年12月20日、職業無職

被相続人　亡　宮崎タケノ

島根県鹿足郡津和野町後田口263番地

相続財産管理人　上田　　創

松江家庭裁判所益田支部

平成２７年（家）第３００６８号

広島県三次市畠敷町126番地の２

申立人　山下　矩子

本籍広島県安芸郡府中町本町２丁目４番、最後の住所広島県安芸郡府中町石井城２丁目11番４号、死亡の場所広島市南区、死亡年月日平成７年５月11日、出生の場所広島県双三郡十日市町、出生年月日大正９年２月15日、職業不明

被相続人　亡　橋岡一二三

事務所広島市中区上幟町１番14号ＳＴクレストビル201広島つばさ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古河　真人

広島家庭裁判所

平成２７年（家）第１７号

愛媛県八幡浜市松柏乙1101番地

申立人　社会福祉法人八幡浜市社会福祉協議会

本籍愛媛県大洲市長浜町仁久甲13番地３、最後の住所愛媛県八幡浜市五反田１番耕地76番地３特別養護老人ホームコンフォート神山、死亡の場所愛媛県八幡浜市、死亡年月日平成26年８月５日、出生の場所愛媛県喜多郡長浜町、出生年月日昭和16年３月15日、職業無職

被相続人　亡　玉岡ハツヱ

事務所愛媛県大洲市東大洲159番地２

相続財産管理人　弁護士　奥島　直道

松山家庭裁判所大洲支部